

葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部
を改正する条例

葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成22年葉山町条例第24号）の一部を次のように改正する。

（別 紙）

令和7年12月1日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

人事院勧告を勘案し、特定任期付職員の特定任期付職員業績手当を廃止し新たに勤勉手当を支給するとともに、特定任期付職員の給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給率について所要の改正を行うため提案するものです。

葉山町条例第 1 号

葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成22年葉山町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

第7条第3項を削り、同条第4項中「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第3項とする。

第8条第1項中「、第16条第1項及び第2項並びに第17条の4」を「並びに第16条第1項及び第2項」に改め、同条第2項中「第2条、第16条第3項及び第17条第2項」を「第16条第3項、第17条第2項及び第17条の4第2項」に改め、「、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と」を削り、「100分の127.5（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、100分の71.25）」とあるのは「100分の175」を「100分の127.5（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、100分の72.5）」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第17条の4第2項中「100分の107.5（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、100分の52.5）」とあるのは「100分の90」を「100分の126.25（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、100分の71.25）」とあるのは「100分の96.25」と、給与条例第17条の4第2項中「100分の106.25（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、100分の51.25）」とあるのは「100分の88.75」に改める。

第2条 葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、100分の72.5）」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第17条の4第2項中「100分の107.5（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、100分の52.5）」とあるのは「100分の90」を「100分の126.25（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、100分の71.25）」とあるのは「100分の96.25」と、給与条例第17条の4第2項中「100分の106.25（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、100分の51.25）」とあるのは「100分の88.75」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付条例」という。）第7条第1項の規定は、令和7年4月1日から適用し、第1条の規定による改正後の任期付条例第8条第2項の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の内払）

- 3 改正後の任期付条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項の規定に基づいて支給された給料は、改正後の任期付条例の規定による給料の内払とみなす。

条例の概要

題名

葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

人事院勧告を勘案し、特定任期付職員の特定任期付職員業績手当を廃止し新たに勤勉手当を支給するとともに、特定任期付職員の給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給率について所要の改正を行うこととした。

2 内容

- (1) 特定任期付職員に対して支給することとしていた特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を支給することとした。
- (2) 特定任期付職員の給料表について、国家公務員の特定任期付職員に適用する俸給表の改正に準じて給料表の改定を行うこととした。
- (3) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の支給率について改正等を行うこととした。

3 施行期日等

- (1) この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行することとした。
- (2) 給料表に係る改正規定は令和7年4月1日から適用し、令和7年12月期に支給する期末・勤勉手当に係る改正規定は令和7年12月1日から適用することとした。
- (3) 令和7年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給の調整について、権衡上必要と認められる限りにおいて、町長の定めるところにより必要な調整を行うこととした。
- (4) 改正前の条例の規定に基づいて支給された給料は、改正後の条例の規定に基づいて支給されるものの内払とみなすこととした。

【第1条】葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前																																
<p>○葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成22年12月15日条例第24号 (給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">号給</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">給料月額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>1</u></td><td style="text-align: right; padding: 2px;">405,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>2</u></td><td style="text-align: right; padding: 2px;">455,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>3</u></td><td style="text-align: right; padding: 2px;">508,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>4</u></td><td style="text-align: right; padding: 2px;">574,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>5</u></td><td style="text-align: right; padding: 2px;">655,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>6</u></td><td style="text-align: right; padding: 2px;">765,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>7</u></td><td style="text-align: right; padding: 2px;">893,000</td></tr> </tbody> </table> <p>2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。 (削る)</p> <p>3 第2項の規定による号給の決定 _____は、予算の範囲内で行わなければならない。 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 葉山町一般職の職員の給与等に関する条例（昭和26年葉山町条例第108号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第6条、第7条、第8条の2並びに第16条第1項及び第2項の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第16条第3項、第17条第2項及び第17</p>	号給	給料月額（円）	<u>1</u>	405,000	<u>2</u>	455,000	<u>3</u>	508,000	<u>4</u>	574,000	<u>5</u>	655,000	<u>6</u>	765,000	<u>7</u>	893,000	<p>○葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成22年12月15日条例第24号 (給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">号給</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">給料月額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>1</u></td><td style="text-align: right; padding: 2px;">392,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>2</u></td><td style="text-align: right; padding: 2px;">440,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>3</u></td><td style="text-align: right; padding: 2px;">492,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>4</u></td><td style="text-align: right; padding: 2px;">555,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>5</u></td><td style="text-align: right; padding: 2px;">634,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>6</u></td><td style="text-align: right; padding: 2px;">740,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>7</u></td><td style="text-align: right; padding: 2px;">864,000</td></tr> </tbody> </table> <p>2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。</p> <p>3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</p> <p>4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 葉山町一般職の職員の給与等に関する条例（昭和26年葉山町条例第108号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第6条、第7条、第8条の2、第16条第1項及び第2項並びに第17条の4の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第16条第3項及び第17条第2</p>	号給	給料月額（円）	<u>1</u>	392,000	<u>2</u>	440,000	<u>3</u>	492,000	<u>4</u>	555,000	<u>5</u>	634,000	<u>6</u>	740,000	<u>7</u>	864,000
号給	給料月額（円）																																
<u>1</u>	405,000																																
<u>2</u>	455,000																																
<u>3</u>	508,000																																
<u>4</u>	574,000																																
<u>5</u>	655,000																																
<u>6</u>	765,000																																
<u>7</u>	893,000																																
号給	給料月額（円）																																
<u>1</u>	392,000																																
<u>2</u>	440,000																																
<u>3</u>	492,000																																
<u>4</u>	555,000																																
<u>5</u>	634,000																																
<u>6</u>	740,000																																
<u>7</u>	864,000																																

改正後	改正前
<u>条の4第2項の規定の適用については</u> <u>、給与条例第16</u> <u>条第3項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成22年葉山町条例第24号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「100分の127.5(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、100分の72.5)」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第17条の4第2項中「100分の107.5(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、100分の52.5)」とあるのは「100分の90」とする。</u>	<u>項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第16条第3項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成22年葉山町条例第24号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「100分の127.5(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、100分の71.25)」とあるのは「100分の175」とする。</u>
3～4 (略)	3～4 (略)

附 則

(施行期日)

- この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付条例」という。）第7条第1項の規定は、令和7年4月1日から適用し、第1条の規定による改正後の任期付条例第8条第2項の規定は、令和7年12月1日から適用する。
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給料の内払)
- 改正後の任期付条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項の規定に基づいて支給された給料は、改正後の任期付条例の規定による給料の内払とみなす。

【第2条】葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成22年12月15日条例第24号 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定期付職員に対する給与条例第16条第3項、第17条第2項及び第17条の4第2項の規定の適用については、給与条例第16条第3項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成22年葉山町条例第24号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「100分の126.25（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、100分の71.25）」とあるのは「100分の96.25」と、給与条例第17条の4第2項中「100分の106.25（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、100分の51.25）」とあるのは「100分の88.75」とする。</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>○葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成22年12月15日条例第24号 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定期付職員に対する給与条例第16条第3項、第17条第2項及び第17条の4第2項の規定の適用については、給与条例第16条第3項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成22年葉山町条例第24号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「100分の127.5（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、100分の72.5）」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第17条の4第2項中「100分の107.5（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、100分の52.5）」とあるのは「100分の90」とする。</p> <p>3～4 (略)</p>